表第一項中第五十二号を第五十号とし、第五十三号から第五十六号までを二号ずつ繰り上げ、第五十七号を削り、第五十八号を第五十五号とし、第五十九号を削り、第六十号を第五十六号とし、第六十一号から第八十四号までを四号ずつ繰り上げ、第八十五号を削り、第八十六号を第八十一号とし、第八十七号から第九十六号までを五号ずつ繰り上げ、第九十一号の次に次の一号を加える。

九十二　寧波海通日冷食品有限公司の登録番号第三三〇二一／〇三〇〇六号の施設（中華人民共和国・浙江省寧波市慈溪市所在）

表第一項中第九十七号を第九十三号とし、第九十八号から第百四十四号までを四号ずつ繰り上げ、同項第百四十五号中「日照恒宝食品有限公司」を「山東恒宝食品集団有限公司」に改め、同号を同項第百四十一号とし、同項中第百四十六号を第百四十二号とし、第百四十七号から第百五十号までを四号ずつ繰り上げ、第百五十一号を削り、第百五十二号を第百四十七号とし、第百五十三号から第百六十一号までを五号ずつ繰り上げる。

表第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、第六号から第十号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「マルフリギ・アリメントス会社」を「マルフリギ・グローバルフーズ会社」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第十二号を第九号とし、第十三号から第四十七号までを三号ずつ繰り上げ、第四十四号の次に次の一号を加える。

四十五　陵川食品（天津）有限公司の登録番号第一二〇〇／〇一〇二五号の施設（中華人民共和国・天津市西青区所在）

表第二項中第四十八号を第四十六号とし、第四十九号から第五十二号までを二号ずつ繰り上げ、第五十三号を削り、第五十四号を第五十一号とし、第五十五号を削り、第五十六号を第五十二号とし、第五十七号から第八十号までを四号ずつ繰り上げ、第八十一号を削り、第八十二号を第七十七号とし、第八十三号から第九十二号までを五号ずつ繰り上げ、第八十七号の次に次の一号を加える。

八十八　寧波海通日冷食品有限公司の登録番号第三三〇二一／〇三〇〇六号の施設（中華人民共和国・浙江省寧波市慈溪市所在）

表第二項中第九十三号を第八十九号とし、第九十四号から第百四十号までを四号ずつ繰り上げ、同項第百四十一号中「日照恒宝食品有限公司」を「山東恒宝食品集団有限公司」に改め、同号を同項第百三十七号とし、同項中第百四十二号を第百三十八号とし、第百四十三号から第百四十六号までを四号ずつ繰り上げ、第百四十七号を削り、第百四十八号を第百四十三号とし、第百四十九号から第百五十七号までを五号ずつ繰り上げる。

○農林水産省告示第千五百八十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第二項の規定に基づき、平成二十七年産の麦の一類から四類まで、六類及び七類に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十六年十一月十一日　農林水産大臣　西川　公也

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百二十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十一日　経済産業大臣　宮沢　洋一

三中「(1)から(8)まで」を「(1)から(9)まで」に改める。

三の7に次のように加える。

(12)　次の表の上欄に掲げる国又は地域を船積地域とする下欄に掲げる貨物を輸入しようとする者（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。）は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

国・地域	貨物	
	関税率表の番号等	貨物名
ロシア	○三〇六・一四 一六〇五・一〇	冷凍したかに かに調製品（気密容器入りのもの又は米を含むものを除く。）
ロシアを除く国又は地域	○三〇六・一四―二	冷凍したかに（たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）

(注)　ロシアを除く国又は地域のうち、外国為替及び外国貿易法における附属の島に関する命令（昭和二十五年総理府・大蔵省・通商産業省令第一号。以下「命令」という。）において、当分の間、附属の島から除いた地域については、経済産業大臣の確認の対象となる貨物は、冷凍したかに（関税率表第〇三〇六・一四号に掲げるもの）及びかに調製品（関税率表第一六〇五・一〇号に掲げるもので、気密容器入りのもの又は米を含むものを除く。）とする。

三の8に次のように加える。

(9)　次の表の上欄に掲げる国又は地域を船積地域とする中欄に掲げる貨物（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）については、上欄に掲げる国又は地域に応じ下欄に掲げる書類

国・地域	貨物	
	関税率表の番号等	貨物名
ロシア	○三〇六・二四	冷凍してないかに
ロシアを除く国又は地域	○三〇六・二四―一	冷凍してないかに（たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）

提出書類
ロシア政府が発給した証明書の原本
原産地を証明する書類等

(注)　ロシアを除く国又は地域のうち、命令において、当分の間、附属の島から除いた地域については、書類の提出の対象となる貨物は、冷凍してないかに（関税率表第〇三〇六・二四号に掲げるもの）とする。

附　則

この告示は、北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

○国土交通省告示第千七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

弁財谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に在する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県松阪市嬉野矢下町

字中垣内　五〇一番　一号

五二六番一　二号から四号まで

字辨財　五一六番　五号

五一四番　六号

字西垣内　四三九号　七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

薬王寺谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に在する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県松阪市嬉野薬王寺町

字稲村　七八〇番二　一号

七八〇番三　二号

八〇七番一　四号

七九二番二　五号及び六号

一四七九番　七号

七九六番四　八号

字柳谷　八一四番　三号